



答 申 書

議会議員の報酬の額について

市長及び副市長の給料の額について

教育長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者の
給料の額について

令和2年2月4日

加古川市特別職報酬等審議会

令和2年2月4日

加古川市長 岡田 康裕 様

加古川市特別職報酬等審議会

会長 中本 淳



特別職の報酬等の額について（答申）

令和元年12月19日付加人第2751号で諮問のあった、議会議員の報酬の額並びに市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者（以下「5役」という。）の給料の額について、本審議会は、慎重かつ厳正に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申します。

記

1 議会議員の報酬の額並びに5役の給料の額

次に掲げる額に改定することが適当である。

職 名	改定前の月額	改定後の月額	改定額
議 長	667,000 円	673,000 円	6,000 円増
副議長	604,000 円	610,000 円	6,000 円増
議 員	558,000 円	563,000 円	5,000 円増
市 長	1,084,000 円	1,094,000 円	10,000 円増
副市長	896,000 円	904,000 円	8,000 円増
教育長	772,000 円	779,000 円	7,000 円増
常勤の監査委員	571,000 円	576,000 円	5,000 円増
上下水道事業管理者	738,000 円	745,000 円	7,000 円増

2 改定の実施時期

議会議員の報酬の額並びに 5 役の給料の額の改定は、できる限り速やかに実施することが適当である。

3 審議の経過

本審議會は、令和元年 12 月 19 日加古川市特別職報酬等審議會条例第 2 条の規定に基づき、議会議員の報酬の額並びに市長、副市長の給料の額について諮問を受け、あわせて、教育長、常勤の監査委員、及び上下水道事業管理者の給料の額についても意見を求められました。

この諮問を受けて本審議會では、前回の答申（平成 27 年度）以降の状況変化を踏まえ、以下の各資料を参考に、公平、不偏の立場で広範な角度から厳正かつ慎重に審議を重ねました。

- ① 加古川市特別職及び一般行政職給与支給状況
- ② 加古川市特別職報酬等改定状況
- ③ 人事院勧告と国及び加古川市の改定状況
- ④ 特別職報酬額等調べ（県下、施行時特例市）
- ⑤ 民間企業の役員報酬の状況
- ⑥ 加古川市の財政状況及び今後の収支見通し
- ⑦ 議会議員関係資料
- ⑧ 市民満足度の推移

4 審議内容及び結論

特別職の報酬等の額を検討するにあたっては、職務の特殊性を踏まえ、職務の性格や責任に応じたものであるとともに、社会経済状況や人口・財政規模が類似する自治体における特別職の報酬等の状況、一般職の給与改定の状況等を総合的に勘案して決定する必要があります。

本市の 5 役の給料の月額、平成 26 年度以降据え置きとなっており、議会議員の報酬の月額、平成 27 年度以降据え置きとなっています。

社会経済状況について、民間の給与実態を反映した人事院勧告においては、平成 26 年以降 6 年連続で引き上げの勧告内容となっていることから、民間の給与水準は上昇していると考えられます。

また、他の自治体との比較においては、同一地域である県下 29 市と、人口・財政規模が類似する施行時特例市 27 市の特別職の報酬等の状況との比較を行った結果、概ね他市との均衡が保たれていると判断できます。

本市の一般職の給与改定状況については、人事院勧告に準拠して、前回の平成 27 年の答申から平成 30 年の給与改定に至るまで、総じて約 1 %の増額改定を行っています。

以上の状況等を踏まえた、審議にかかる主な議論内容、意見等は以下のとおりです。

- ・市長からの諮問どおり、本審議会では、議会議員の報酬の月額及び 5 役の給料の月額について審議することが原則である。しかし、期末手当は市により支給割合が異なっているため、他市との均衡を図るという観点では、年間の総支給額について比較を行う必要があるのではないか。
- ・給料月額とあわせ年間の総支給額でも比較した結果、本市の特別職の報酬等の額は、給料月額と同様、他市との均衡が保たれている状況である。
- ・民間給与については、給与水準が上がっているものの、実感としては生活が厳しいという声もあり、そのあたりも考慮する必要があるのではないか。
- ・議員は、特別職と比べ退職手当や通勤手当などがなく、不安定な制度のなかで議員活動を行っていることを考慮すべきではないか。
- ・議会議員及び 5 役における職務の性格や責任の度合いは前回の審議会の開催時と大きくは変わっていない。また、人事院勧告は民間給与がベースとなっており、社会情勢も反映されているため、人事院勧告の改定率に沿った改定とする方が、最も市民の理解を得られやすいのではないか。

審議の結果、議会議員の報酬の月額及び 5 役の給料の月額については、社会情勢を反映し、一般職員の給与改定による均衡を確保する観点から、人事院勧告における改定率を踏まえ、現行の報酬等の月額から 1 %の増額をすることが適当であるとの結論を得ました。

計算方法については、現行の特別職の報酬等の月額に平成 27 年度から平成 30 年度までの給与改定率である 1 %を乗じ、1,000 円未満の端数を切り捨てとしました。

5 付帯意見

今回の審議過程において、次のとおり、意見・要望等があったことを意見として付します。

- ・特別職の報酬等の額を決定するにあたっては、審議会の開催頻度を明らかにする方が、審議が進めやすいのではないか。
- ・特別職等の実績を客観的に評価できる仕組みづくりが必要ではないか。
- ・副市長等の人数については、本市のように2名の市もあれば、1名や3名の市もある。議員定数や5役の各職における人数は諮問事項ではないものの、各職の報酬等の額を審議するにあたっては、人数を考慮に入れたうえで議論を行うべきではないか。

6 結び

本審議会は、市長からの諮問を踏まえ、以上のとおり答申します。

本答申については、慎重かつ厳正に審議を重ねて決定した結果であり、内容については、最大限に尊重し報酬等の額を決定されるよう要望します。

最後に、議会議員各位及び市長をはじめとする特別職各位におかれましては、それぞれの職務・職責において、市民の負託に応えるべく、魅力あるまちづくりの実現に向けて一層ご尽力されますことを願います。

(参 考)

(1) 審議会開催状況

	開催日	審議内容
第1回	令和元年12月19日(木)	・特別職の報酬等の決定方法について
第2回	令和2年1月10日(金)	・特別職の報酬等の額について ・答申内容について

(2) 加古川市特別職報酬等審議会委員 (敬称略、委員は 50 音順)

	氏 名	所属団体・資格等
会 長	中 本 淳	兵庫大学現代ビジネス学部 現代ビジネス学科 准教授
会長代理	岸 本 敏 和	加古川市町内会連合会会長
委 員	岡 田 義 則	加古川経営者協会会長
委 員	釜 谷 和 明	加古川商工会議所会頭
委 員	河 野 弘 行	(一社)加古川労働者福祉協議会理事長
委 員	小 南 好 弘	市民 (元市議会議員)
委 員	関 千 咲	加古川商工会議所女性会会長
委 員	戸 田 喜 規	社会保険労務士
委 員	山 口 光 一	連合兵庫中南部地域協議会事務局長
委 員	山 本 将	税理士